

議案第 8 号

富津市福祉有償運送運営協議会設置条例の制定について  
富津市福祉有償運送運営協議会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 26 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、NPO 法人等による福祉有償運送に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による登録等に関し必要な事項を協議する附属機関として、富津市福祉有償運送運営協議会を設置するため、条例を制定しようとするものである。

## 富津市福祉有償運送運営協議会設置条例

### (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定による市内において行うNPO法人等による福祉有償運送に係る登録等に関し、必要な事項を協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富津市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO法人等 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第49条第2号に規定する特定非営利活動法人等をいう。
- (2) 福祉有償運送 省令第49条第3号の規定による、NPO法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって省令第51条の25の名簿に記載されている者及びその付添人の運送をいう。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定による登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)についての法第79条の4第1項第5号の規定による福祉有償運送に係る合意に関すること。
- (2) 法第79条の8第2項に規定する福祉有償運送に係る対価に関すること。
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による福祉有償運送に係る合意の解除に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表

- (2) 市民の代表
  - (3) 福祉有償運送の利用者の代表
  - (4) 千葉地方運輸局長の指名する職員
  - (5) 福祉有償運送を行っているNPO法人等の団体の代表
  - (6) 学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第1号、第4号又は第5号に該当することにより委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。  
( 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )
- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例( 昭和 4 6 年富津市条例第 2 3 号 )  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

福祉有償運送運営協議会委員	日額	6 , 8 0 0
---------------	----	-----------